

日 銀 シ ス 第 6 号
平成 3 0 年 2 月 5 日

オンライン取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」
の一部改正に関する件

規程整備の観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」
中一部改正

- 第2編の業務処理区分「準備預金 照会データファイル取得 所要準備額等」（コード284201）の概要を横線のとおり改める。

| |
|-----|
| 概 要 |
|-----|

略（不変）

| 出力項目 | 留意点 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 所要準備額（見込額） ・ 所要準備額（確定額） ・ 指定勘定積数（定期性預金） ・ 指定勘定積数（その他預金） | <p>左記の出力項目（以下「所要準備額報告項目」といいます。）については、「所要準備額報告」（業務処理区分コード：281101）において、日本銀行に対して照会の対象となる報告対象年月分の報告を行った項目に限り出力されます（報告を行っていない所要準備額報告項目については出力されない、または「0」が出力されます。）。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 延積数 ・ 所要積数（見込額） ・ 所要積数（確定額） ・ 積立実績（当日残） ・ 対象月の日数 ・ 経過日数 | <p>左記の出力項目（以下「延積数等」といいます。）については、各対象日のデータが出力されます。</p> |

1. 対象年月を指定する場合（照会日が属する月の前々月、照会日が属する月の前月または照会日が属する月の年月に限ります。）
 - (1) 略（不変）
 - (2) 対象年月に照会日が属する月の前月を指定した場合
 - イ、照会日が1日から15日までの営業日である場合
対象年月として指定した報告対象年月の所要準備額報告項目お

よび当該年月の16日から照会日前日までの日ごとの延積数等が出力されます（報告を行っていない所要準備額報告項目については「0」が出力されます。また、延積数等のうち所要積数（確定額）について所要準備額（確定額）の報告を行っていない場合には「0」が出力されます。）。

ロ、 略（不変）

(3) 対象年月に照会日が属する月を指定した場合

イ、照会日が1日から15日までの営業日である場合

対象年月として指定した報告対象年月の「所要準備額（見込額）」に限り出力されます（所要準備額（見込額）の報告を行っていない場合には「0」が出力されます。）。それ以外の項目は出力されません。

ロ、照会日が16日から月末日までの営業日である場合

対象年月として指定した報告対象年月の「所要準備額（見込額）」および当該年月の16日から照会日前日までの日ごとの延積数等が出力されます（報告を行っていない所要準備額報告項目については「0」が出力されます。また、延積数等のうち所要積数（確定額）については「0」が出力されます。）。

2. 対象日を指定する場合（照会日が属する月の前々月16日から照会日当日までの日に限ります。）

(1) 対象日に照会日が属する月の前々月16日から照会日の前日までの日を指定した場合

指定した対象日が属する報告対象年月の所要準備額報告項目および当該報告対象年月の16日から指定した対象日までの延積数等が出力されます（報告を行っていない所要準備額報告項目については「0」が出力されます。また、延積数等のうち所要積数（見込額）について所要準備額（見込額）の報告を行っていない場合および延積数等のうち所要積数（確定額）について所要準備額（確定額）の報告を行っていない場合には「0」が出力されます。）。

(2) 対象日に照会日当日を指定した場合^(注)

照会日当日が属する報告対象年月の所要準備額報告項目に限り出力されます。それ以外の項目は出力されません（報告を行っていない所

要準備額報告項目については「0」が出力されます。)

(注) 略 (不変)